

# 2.24冬季風浪被害義援金を受け付けています

## ◆義援金の趣旨および使い方

市では、2月24日発生の冬季風浪被害において被害に遭われた方々への義援金を受け付けています。義援金は義援金配分委員会により配分が決定され、被害に遭われた方々に届けられます。市が実施する支援事業のために用いられることはありません。

## ◆お支払方法

### 義援金取扱口座

### 金融機関

右記金融機関および各本店・支店からの窓口での振込みには手数料が無料となりますが、ATM（現金自動預払機）およびインターネットバンキングから

金融機関	口座種別	口座番号	口座名義
第四銀行 両津支店	普通	1282521	サトウキヲウケガイエンキン 佐渡市冬季風浪被害義援金
北越銀行 両津支店	普通	291380	
大光銀行 両津支店	普通	3004251	

の振込みには手数料が必要です。他の金融機関からの振込みには手数料が必要です。

### （日本郵政グループ）

#### ①ゆうちょ銀行からの払い込み

ゆうちょ銀行の本支店・郵便局（簡易郵便局を含む）の貯金窓口での通常払込みに限り手数料は無料です。

※ATM（現金自動預払機）および「ゆうちょダイレクト」からの振込みには手数料が必要です。

加入者名	口座番号
佐渡市冬季風浪被害義援金	00570-6-200

- 取扱条件 通信欄に「佐渡市冬季風浪被害義援金」と記入してください。

#### ②現金書留による送金

郵便局（簡易郵便局含む）および郵便事業会社支店から送金する、義援金を内容とする現金書留郵便物に限り手数料は無料です。領収書は後日、市から郵送します。

#### •取扱条件

※送付先 〒952-1292 佐渡市千種 232 番地  
佐渡市役所会計課

- 表面の見やすい位置（現金書留封筒の左上部）に「救助用郵便」と記載したもの
- 配分方法に条件を付けられていないもの
- 個人から差し出されたもの

### 現金

市役所会計課および各支所、佐渡市社会福祉協議会本所・各支所で受け付けています。

## ◆受付期間 いずれの方法も平成20年5月30日(金)まで

義援金全般についてのお問い合わせ

市役所 会計課 ☎63-5111

※税制上の措置 市県民税、所得税における寄附金控除や法人税における損金の対象となります。（これらの適用を受ける場合には一定の条件があります）

お問い合わせ

所得税・法人税 佐渡税務署 ☎74-3276  
市県民税 市役所税務課 ☎63-5110

## ～『種をまこう』を活用して～

新潟地方法務局と新潟県人権擁護委員連合会では、小学生の皆さんを対象に「全国人権擁護委員連合会」編集の冊子「種をまこう」を活用した「人権学習」を実施しています。平成19年度は人権擁護委員が市内8校を訪問し、冊子を使って子どもたちの心の中に人権の種をまきました。子どもたちも先生方も真剣に聞いてくださいました。なお、活用のための貸出しも可能ですので、法務局佐渡支局までご連絡ください。

訪問校 両津吉井小学校 高千小学校 金井小学校 行谷小学校 畑野小学校 松ヶ崎小学校 西三川小学校 小村小学校

お問い合わせ 佐渡人権擁護委員協議会 新潟地方法務局佐渡支局 ☎74-2049



市の魚  
ブリ



市の鳥  
トキ



市の木  
アテビ



市の花  
カンゾウ

市の面積855.26km<sup>2</sup>（平成19年10月1日） 市の海岸線280.6km（平成18年3月31日）